

相 談 事 例

ID : 04-03-044

相談タイトル

所有している不動産の処分について

Q：ご相談内容

市内に特に利用していない不動産（土地）を所有しているが、このまま持っ
ていても税金を取られるだけなので、処分をしたいと思っているがどのよう
に対応したら良いのか。不動産業者を紹介してほしい。

A：回答

不動産の処分（売却）を考えているということだと、基本的に宅建業者
（不動産会社）に買主（売却先）を探して貰うよう「媒介」契約を結び、広
く広告等を行ってもらう事になります。不動産業者の紹介は住まいの相談セ
ンターでは出来ませんので、群馬県宅建業協会や群馬県不動産協会などの組
織に連絡をして紹介してもらって下さい。物件の所在している比較的近い位
置に有る不動産業者で有れば打合せ等も容易に行えることから選定するのに
良いと考えます。